

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する鹿島
島県中学校体育連盟の対応

平成31年3月29日
鹿島中学校体育連盟



運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」）が大きな社会問題となっており、これらの根絶に向けた取組が、文部科学省・スポーツ庁をはじめとした各関係機関においてなされている。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。これまでも、各中学校の運動部活動顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止について取り組んできたものと考えている。

本連盟は、(公財)日本中学校体育連盟「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応(通知)」(平29日中体第356号 平成29年11月29日付け)に準じて、監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件
鹿島県中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、コーチ等（以下「指導者等」）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
なお、懲戒処分規定が及ばない外部コーチは、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

- 以下の文を鹿島県中学校総合体育大会各競技大会要項に記載する。

鹿島県中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、コーチ等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」）により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者
各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者
- 3 本連盟の対応
 - (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった学校職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
※ 後任の補充は、本連盟が中心となり関係機関と相談し選出することを基本とする。
 - (2) 暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった学校職員及び校長から指導措置を受けた外部の指導者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等の登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期
当該校の校長が懲戒処分を確認した時点
- 5 期間
 - (1) 違反行為1回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。
 - (2) 違反行為2回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。
- 6 本対応は、平成31年4月1日より施行適用する。
- 7 その他
本対応に関し、(公財)日本中学校体育連盟「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応(再送)」(平成30年3月30日付け)に添付されているQ&Aを参考資料とする。

Q 1 日本中体連が対応を始めるのは、どの時点からか。

A 1 当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。
また、懲戒処分規定が及ばない外部指導者等については、当該校の校長が暴力等に対する指導措置を行った日を起算日とする。

Q 2 当該指導者が人事異動等により勤務校が変更になった場合や退職し部活動指導員、外部指導者になった場合も本ルールは適用されるのか。

A 2 職に対する対応ではなく、人に対するものであるため、勤務校や立場が変更になったとしても本ルールが継続して適用される。
勤務地、住所が処分を受けた都道府県から他の都道府県に移動しても、本ルールが継続して適用される。

Q 3 中高一貫校や中等学校における運動部活動の指導中に、指導者による暴力行為が発生した。この場合の対応はどうか。

A 3 その指導者の所属が中学校・中等部に有り、また、中学校・中等部の運動部の監督・コーチなどの役を持っていたり、中学校体育連盟の役にあれば、本ルールの適用を受ける。

Q 4 本ルールはいつから実施するのか。

A 4 平成29年末までに意見をまとめ公表し、平成30年4月から本ルールを実施する。

※今後、このQ & Aは、各方面からの質問への回答を記録し、各方面に周知することとする。

Q 5 対応・措置の対象となる処分や人、開始日等について。

A 5 ①対応・措置の対象となる場合 → 懲戒処分を受けた時
②懲戒処分とは、法に定められている「戒告・減給・停職・免職」である。
③平成30年4月1日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。
④「本連盟の役職になれない」「全国中学校体育大会の引率者・監督・外部指導者、トレーナー、〈部活動指導員〉等」になれないのであり、学校における顧問や指導等を禁止するものではありません。

Q 6 学校で処分の対象となる事案が発生した場合、学校から日本中体連までの報告の仕方や様式等はあるのか。

A 6 全国中学校体育大会における引率・監督等についての報告は必要ありません。申込書に懲戒処分を受けている者が記載されている場合には、校長印を押印しないことになります。
日本中体連の役職に就いている者が懲戒処分を受けた場合は、所属する都道府県中体連会長に本人が申し出ることが原則である。それを受けた各都道府県中体連会長は、日本中体連会長に報告し、その後の対応を協議します。

Q 7 各都道府県中体連事務局が個人情報になることを把握する必要があるか。会長・副会長等校長職の方が把握するのか。

A 7 必要ありません。但し、日本中体連の役職に就いていた者が該当した場合には、後任の補充に関して把握することになります。

Q 8 中学校は基本的には市町教委の指導により、各学校の校長の判断により内部の調整を図ると思うが、県中体連から指示・指導をしないといけないのか。

A 8 各都道府県中体連による指導は必要ありません。但し、Q 7の役員補充に関しては、相談や指示が必要となる場合も考えられます。

Q 9 「暴力・体罰・セクハラ等・・・」の文中の「等」は、あくまでも運動部活動の指導中に関するものの認識で良いのか。具体的に言えば、飲酒（翌日の酒気帯び）運転で停職中の先生や過度なスピード違反で、懲戒処分を受けた方はこの通知からは対象外なのか。

A 9 対象外となります。あくまでも本連盟が対応するのは、部活動を指導している中での行動についてとなります。

1. 平成30年4月1日からの適応になる際に、例として平成30年1月に処分を受けたものに対しては、どのような対応になるか？（指導者としての資格停止になるか？）
A. A5の③→資格停止にはなりません。

2. 全員部活動の学校は、全教職員が顧問として割り当てられているが、それでも当該指導者となった場合にはできなくなるのか。
A. A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。

3. 「本対応は、平成30年4月1日より施行適用」とあるが、それ以前の暴力等が発覚した場合、どう対応するのか。
A. A5の③→懲戒処分が発令され、当該校の校長が確認した時点が、平成30年4月1日以降のものが適用されます。

4. 「（当該指導者が）勤務先（所、校）や立場等が変更になっても、本ルールが継続して適応」とあるが、当該指導者であることは、具体的にはどのような書類（文書）に明記されるのか。（履歴書等人事異動の際にわかるようにしていないと、学校に当該指導者が何名かいるとなった場合に、顧問の割り当て等で困難が生じ、登録ができない期間、他の教員に負担がかかってしまうというような状況も懸念される。）
A. 校長による引き継ぎをお願いします。
A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。
全中大会への出場となった場合は、対応が必要となります。

5. 「登録ができない」「顧問ができない」となった場合、その当該指導者のことが、他の教員や、場合によっては保護者、地域の人にも知られる可能性がある。プライバシーや個人情報については、どう考えているのか。
A. 運動部活動にかかわる暴力等の根絶・防止をねらいとしています。社会的な責任面からも必要な対応と考えています。

6. 通常の教育活動上における生徒指導場面において、暴力・体罰・セクハラ等で懲戒処分を受けたとしても、部活動指導者としての業務を継続して行えると解釈してよいのか。
A. A9→部活動にかかわる場面での暴力等についての行為への対応が対象です。

7. 懲戒処分決定の通知は、暴力等の発覚からかなりの日数を経て決定するが、それまでの期間は、通常通り部活動指導者としての業務を行えるのか。
A. 校長の判断によります。

8. 外部指導者について、「委嘱」ということは、その者にお願いをして頼むことに当たるので、委嘱する側の「指導」は、できないのではないか。その場合は、役を辞していただくしかないのではないか。
A. 校長の判断です。
A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。

9. 条件・対応にある暴力等の等、及び要項の「引率者及び監督」の項に記載されてある暴力・体罰・セクハラ等の等は何を示すのか。あいまいな表現は避けたほうがよくないか。

A. 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月・文科省) P8⑤、P11に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。

10. 教職員で懲戒処分は受けていないが指導措置(文書訓告、口頭訓告等)を受けている職員についてはどうなるのか。外部の指導者は、校長から暴力等の指導措置を受けていないこととするとあるが、教職員は懲戒処分に限定し、外部指導者は指導措置となるのか。

A. A5の②→法に定めている「戒告、減給、停職、免職」である。
外部指導者に対する校長の責任及び権限と考えます。

11. 施行適用日が平成30年4月1日になっているが、平成28・29年度に懲戒処分を受けている教員等はどうか。また、適用日までに2回以上の懲戒処分を受けているものはどうか。さらに、適用日までに1回の懲戒処分を受けているものが適用日以降に懲戒処分を受けた場合、2回目となるのか。

A. 平成30年3月31日までの処分についてはカウントしません。
A5の③→平成30年4月1日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

12. 施行適用日以降の懲戒処分を対象とした場合、体罰の事案発生は、平成29年度内であったが、懲戒処分が行われたのは施行適用日以降であった場合はどうか。

A. A1の前半部にある記述内容で適用されます。→当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。

13. 校長の懲戒処分の確認の仕方はどうするのか。転勤があった場合、前任校での懲戒処分の内容は履歴書で確認できるが、部活動中の暴力等によるものかどうかは把握できない。校長間の引継ぎをもって確認したとするのか。

A. 校長間の引き継ぎでの確認をお願いします。また、必要な場合は本人確認も行う。

14. 校長が監督となる場合もあるが、部活動指導等の暴力等で所属校の教員が懲戒処分を受けた際の管理監督責任を問われた管理職の扱いはどうか。

A. 顧問等の指導者本人の行為への対応であり、校長の管理監督責任への対応はありません。

15. 平成30年4月1日以前の事案については、今回の対応には適応外であると考えられるがそれでよいのか。

A. A5の③→平成30年4月1日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

16. 外部指導者については、校長からの指導措置とあるが、校長はどのように判断すればよいか、体罰のとらえ方の判断基準が曖昧ではないか。

A. 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月・文科省) P8⑤、P11に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。

17. 違反行為 2 回の指導者の「資格なし」期間は、いつまでか？永久に「資格なし」にするのか？

A. この本連盟による対応が継続している限りにおいては、「資格なし」となります。

18. 「資格なし」の外部指導者については、引継ぎがうまくできるのか？県をまたいで指導する人もいる。

A. 校長の責任で依頼する限り、信頼できる人物・指導者であることの確認をお願いします。

19. 「懲戒処分を確認した時点」に関して、ずっと過去までさかのぼるのか、それとも今後、処分を受けた時点からなのか。

A. A1 の前半部にあるように懲戒処分確定の通知を受けた日からとなります。

20. 外部指導者に校長が指導することは結構あるが、(体罰等に関して生徒・保護者から相談があった場合など)これを外部指導者に対する校長の指導措置とするのか？辞めさせるに至っていない場合は措置とはみなさないのか。

A. 事実確認をして間違いなく、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成 25 年 5 月・文科省) P8⑥、P11 に記載されている「体罰等」に示されている行為が認められ、指導措置がなされた場合となります。

21. 当該校の校長が確認した後の連絡方法はどのようになるのか。(文書提出、電話連絡など)

A. 本連盟への連絡は必要ありません。

22. 現在本県では、平成 19 年 4 月 20 日付の「教職員の懲戒処分の公表基準について」により処分の公表が行われている。1 の目的に「公務員の倫理の確立と情報公開の観点から、県教育委員会が行った懲戒処分について、児童生徒への影響等を考慮しながら、原則として公表することにより、教職員としての自覚の喚起と不祥事の再発防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。とある。また、4 公表する事項(2)に「次の場合は(1)に加え被処分者の所属名及び氏名を公表する。①懲戒免職処分 ②報道等により被処分者の氏名等が公表されている懲戒処分」とある。さらに、5 公表の例外に「被害者等の人権に配慮して、次のいずれかに該当する事案に該当する場合は、4 に関わらず公表内容の一部を公表しないことができる。①被害者等が公表しないことを求めている場合。②被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害される恐れがある場合」と記載されている。この内容に関して、部活動指導中の暴力や体罰による懲戒処分を受け、上記5にあたる理由で個人情報特定されていない事案について、懲戒処分を受けているために監督ができないということになり、個人情報(教職員の氏名等)が特定される恐れはないか。さらに、教職員の個人情報が特定されることにより、被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害される恐れはないか。

A. 生徒の人権を守ることを最優先すべきと考えます。監督が出来ない理由等についての公表を求めているものではありません。各事案に応じたご対応をお願いいたします。

23. 「体罰等が発生した当日」から「懲戒処分確定の通知を受けた日」までの期間の対応も考えなければならないのではないかと学校任せ？

A. この期間の対応は、校長先生のご判断によるものと考えます。

24. できるだけ早い段階で、全国に周知した方がよいと思います。

A. 平成 29 年 1 月 29 日に各都道府県中学校体育連盟会長及び関係諸機関に文書を発送いたしました。

25. 体罰のとらえ方の判断基準について、有形力の行使は目に見える行為なので判断できると思うが、暴言をどのようにとらえるかが曖昧。大声で怒鳴る等については日常的に行われていると考えられることで、生徒が苦痛に感じたものはすべて対象とするのか、とても判断が難しい。校長会で意見交換して、基本線を統一した方がよいと考える。

A. 本連盟は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月・文科省) P8⑤、P11に記載されている「体罰等」に示されている行為と考えています。

26. 特に武道に関しては、専門家は稽古の一環であると考えていても、見学している保護者等、一般人から見ると体罰ではないかと過剰に判断してしまう場合がある。見極めが難しい。

A. 本連盟は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月・文科省) P8⑥、P11に記載されている「体罰等」に示されている行為と考えています。

27. 外部指導者については、すべて校長に委ねられており、なかなか浸透しないのが現状である。市町教委やスポーツ振興課、体育協会と中体連主催・共催で外部指導者を一堂に集め、指導者講習会等を開催する必要があるのではないか。

A. 各都道府県及び各地区中学校体育連盟における研修会・講習会等の開催について、それぞれの中体連において検討していただくことと考えます。

28. 外部指導者で本県の場合は、隣県とまたいで指導する方もいるのでは？

A. 校長の責任で依頼する限り、信頼できる人物・指導者であることの確認をお願いします。

29. 日本中体連→県中体連→郡市中体連になってくることが予想される。学校は職員全体が部活動を担当するのを原則としている。相当に慎重な対応が必要だと感じる。中学校の悩みの半分は部活動である。

A. 体罰・暴力等の根絶は公益財団法人としての本連盟の責務です。平成25年3月及び4月に関係諸団体と共に「体罰根絶宣言」を発表しております。今回の対応についても数年間の協議を経て決定したものです。各校の悩みが少しでも少なくなることを期待しております。